平成２３年（フ）第５３８号
滋賀県草津市追分町124番地４、前住所滋賀県栗東市下鈎530番地１
債務者　大村　哲生
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９７号
兵庫県姫路市勝原区熊見32番地３、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区天神町２丁目166番地４　１Ｆ
債務者　片岡　優香（旧姓西尾）
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７２４号
兵庫県加古川市加古川町平野105番地　ガーデンハイツＯＮＯ―102号
債務者　濱中恵里子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７２７号
兵庫県加古川市加古川町美乃利166番地の４フローラハイツみのり１－Ａ号
債務者　サンス電工こと　三栖　　茂
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７２９号
兵庫県姫路市飾磨区山崎台49番地　コスモガーデン英賀保104、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区野田町171番地　リベール姫路駅南Ｉ801
債務者　濱崎　訓志
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２７６号
広島市安佐北区落合３丁目14番21―102号
債務者　河野　盛二
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１９号
熊本市富合町杉島1142番地１
債務者　冨田　時男
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７０５号
熊本市谷尾崎町1040番地14、前住所和歌山県海南市船尾704番地125
債務者　藪田　恭子
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７０６号
熊本市谷尾崎町1040番地14、前住所和歌山県海南市船尾704番地125
債務者　藪田　深夏
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７０９号
熊本市渡鹿１丁目18番74号
債務者　西浦　恵一
１　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７３１号
熊本市新生１丁目25番２号　パンションセピアⅠ―202、前住所熊本市新町３丁目６番30号
債務者　山岡　紀彦
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７３３号
熊本県上益城郡益城町大字宮園688番地２
債務者　吉村　文雄
１　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６０号
熊本市清水新地５－９－２、住民票上の住所熊本県合志市須屋152番地19
債務者　白石　裕之
１　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６６号
熊本市植木町一木229番地
債務者　野村　和行
１　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６４号
鹿児島県指宿市東方718番地
債務者　水本とみ子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第６５号
鹿児島県指宿市東方718番地
債務者　水本　宣子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第６６号
鹿児島県指宿市西方2123番地　県営西方団地３―201
債務者　泉　　浩二
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部